平成２２年（家）第２７７号
本籍群馬県高崎市西島町70番地１、最後の住所群馬県高崎市南大類町1277番地
不在者　吉川　喜行
昭和11年９月14日生
平成23年11月３日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

平成２２年（家）第２７８号
本籍群馬県高崎市西島町70番地１、最後の住所群馬県群馬郡箕郷町大字西明屋353番地
不在者　吉川　征代
昭和17年６月22日生
平成23年11月３日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所高崎支部裁判所書記官

平成２２年（家）第１４８７号
国籍中国、最後の住所中華人民共和国南京市寧海路104号316号室
不在者　周　　瓊
西暦1970年10月５日生
平成23年11月５日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１０９８９号
本籍新潟県中魚沼郡津南町大字秋成9761番地、最後の住所不詳
不在者　中澤　喜永
明治28年４月８日生
平成23年11月３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第１２８２７号
本籍大分県豊後高田市城前1046番地、最後の住所東京都葛飾区東立石２丁目６番24号
不在者　齋藤齋龍子
明治42年２月５日生
平成23年11月３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２４７号
本籍新潟県妙高市国賀１丁目218番地３、最後の住所新潟県妙高市国賀１丁目５番14号
不在者　中条　　卓
昭和42年３月26日生
平成23年11月５日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所高田支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２３年（家）第５２２６号
本籍神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目372番地、住所東京都江東区潮見１―29―23社会福祉法人有隣協会さざなみ苑内
申立人（失踪者）　徳永　義治
昭和25年12月９日生
平成23年11月３日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第８２２９号
本籍愛媛県西宇和郡伊方町二見甲1699番地、住所東京都足立区島根３丁目27番21号さくら西新井ハウス内
申立人（失踪者）　井櫻　幹信
昭和20年７月18日生
平成23年11月３日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２３年（へ）第４号
群馬県太田市新田木崎町1156番地の４
申立人　株式会社コグレ
代表者代表取締役　小暮　宏之
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月31日
平成23年11月７日　大宮簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＲ43173
金額　1,260,787円
支払期日　平成23年８月20日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大宮支店
振出日　平成23年４月20日
振出地　埼玉県上尾市
振出人　株式会社アイチコーポレーション　代表取締役　佐藤　則夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第８号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
岡山市北区建部町市場307番地
申立人　河本　啓子
権利を争う旨の申述の終期　平成23年10月31日
平成23年11月１日　岡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　岡山市北区建部町中田字佐古下401番
田　773平方メートル
⑵登記年月日　岡山地方法務局明治26年12月25日
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定
原因　明治26年12月25日付書入証書
債権額　米３石８斗５升
債務者　御津郡建部村大字中田８番邸
瓜生　満佐
抵当権者　御津郡建部村大字中田19番邸
持分２分の１　菅原　利八
御津郡建部村大字中田64番邸
持分２分の１　河本　浅吉
弁済期　明治27年より明治37年まで11年間毎年12月20日限り米３斗５升宛払込

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１３０１号
千葉県市川市伊勢宿11―17
債務者　関東総合物流プランニング株式会社
代表者代表取締役　高山　久史
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　酒井　正利
４　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０２号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
債務者　株式会社コンコルドマリン
代表者代表取締役　横田　正洋
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　南部　朋子
４　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後４時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１９号
千葉市花見川区大日町1451番地１
債務者　エスティーライン株式会社
代表者代表取締役　橋本　満之
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯川　芳朗
４　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後２時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４２号
相模原市中央区並木４丁目10番地
債務者　有限会社ドレス笠井
代表者代表取締役　笠井　良雄
１　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩城　栄二
４　破産債権の届出期間　平成23年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午後３時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８４０号
大阪府泉佐野市りんくう往来南５番地の37
債務者　エヌビイエル株式会社
代表者代表取締役　仁科　壽夫
１　決定年月日時　平成23年11月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩路　広海
４　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係